

令和 2 年第 1 回定例会

美 郷 町 議 会 会 議 録

令和 2 年 3 月 5 日 開会

令和 2 年 3 月 1 8 日 閉会

美 郷 町 議 会

令和2年1回美郷町議会定例会会議録（第1日）

令和2年3月5日（木曜日）

◎開会日時 令和2年3月5日 午前10時00分 開会

◎散会日時 令和2年3月5日 午後0時15分 散会

◎出席議員（11名）

1番	山本	文男君	2番	中嶋	奈良雄君
3番	川村	義幸君	4番	川村	嘉彦君
5番	黒田	仁志君	6番	富井	裕瑞君
7番	甲斐	秀徳君	8番	森田	久寛君
9番	園田	義彦君	10番	山田	恭一郎君
11番	那須	富重君			

◎欠席議員 なし

◎欠員 なし

◎会議録署名議員 1番 山本 文男君 2番 中嶋奈良雄君

◎事務局職員氏名 事務局長 小田 広美君 書記 坂本梨津子君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中	秀俊君	副町長	藤本	茂君
教育長	大坪	隆昭君	会計管理者	石田	隆二君
総務課長	下田	光君	税務課長	欠席	
企画情報課長	田常	浩二君	町民生活課長	日高	隆一君
健康福祉課長	後藤	充君	建設課長	木原	浩一君
農林振興課長	中田	広喜君	政策推進室長	沖田	修一君
教育課長	田原	博文君	地域包括医療局総院長	欠席	
地域包括医療局事務長	尾田	靖君	南郷地域課長	藤本	政春君
北郷地域課長	松本	博君			

◎会議の経過 別紙のとおり

令和 2 年 第 1 回 美 郷 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 1)

令和 2 年 3 月 5 日
午 前 1 0 時 開 議

- 日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
1 番 山 本 文 男 議 員
2 番 中 嶋 奈 良 雄 議 員
- 日 程 第 2 会 期 の 決 定
3 月 5 日 ~ 3 月 1 8 日 1 4 日 間
- 日 程 第 3 諸 般 の 報 告
(1) 議 長
(2) 総 務 厚 生 常 任 委 員 長
(3) 入 郷 地 区 衛 生 組 合 議 会 議 員
(4) 日 向 東 臼 杵 広 域 連 合 議 会 議 員
- 日 程 第 4 諮 問 第 1 号 人 権 擁 護 委 員 候 補 者 の 推 薦 に つ い て
提 案 理 由 説 明 、 質 疑 、 討 論 、 採 決
- 日 程 第 5 議 案 第 3 号 公 の 施 設 の 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て
提 案 理 由 説 明
- 日 程 第 6 議 案 第 4 号 一 般 職 の 職 員 の 給 与 に 関 する 条 例 の 一 部
を 改 正 する 条 例
提 案 理 由 説 明
- 日 程 第 7 議 案 第 5 号 美 郷 町 公 の 施 設 条 例 の 一 部 を 改 正 する 条
例
提 案 理 由 説 明
- 日 程 第 8 議 案 第 6 号 美 郷 町 監 査 の 執 行 に 関 する 条 例 の を 改 正
す る 条 例 一 部 を 改 正 する 条 例
提 案 理 由 説 明

日程第 9 議案第 7 号 美郷町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
提案理由説明

日程第 10 議案第 8 号 美郷町入湯税管理基金条例
提案理由説明

日程第 11 議案第 9 号 美郷町立保育所設置条例の一部を改正する条例
提案理由説明

日程第 12 議案第 10 号 美郷町介護保険条例の一部を改正する条例
提案理由説明

日程第 13 議案第 11 号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例
提案理由説明

日程第 14 議案第 12 号 美郷町営住宅条例の一部を改正する条例
提案理由説明

日程第 15 議案第 13 号 美郷町ふるさと応援基金条例
提案理由説明

日程第 16 議案第 14 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
提案理由説明

日程第 17 議案第 15 号 美郷町国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例
提案理由説明

日程第 18 議案第 17 号 平成 31 年度美郷町一般会計補正予算(第 7 号)
提案理由説明

- 日程第 19 議案第 18 号 平成 31 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 20 議案第 19 号 平成 31 年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 21 議案第 20 号 平成 31 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 22 議案第 21 号 平成 31 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 23 議案第 22 号 平成 31 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 24 議案第 23 号 平成 31 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 25 議案第 24 号 平成 31 年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 4 号）

提案理由説明

- 日程第 26 議案第 25 号 令和 2 年度美郷町一般会計予算
- 日程第 27 議案第 26 号 令和 2 年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 28 議案第 27 号 令和 2 年度美郷町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 29 議案第 28 号 令和 2 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 30 議案第 29 号 令和 2 年度美郷町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 31 議案第 30 号 令和 2 年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 31 号 令和 2 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算
- 日程第 33 議案第 32 号 令和 2 年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算

施政方針の説明

- 日程第 34 発委第 1 号 議会の委任による長の専決処分事項の指定についての一部改正について

提案理由説明、採決

令和 2 年第 1 回定例会

美 郷 町 議 会 会 議 録 (第 1 号)

令和 2 年 3 月 5 日

美 郷 町 議 会

会 議 録

令和 2 年 3 月 5 日
午前 1 0 時 開 議

【事務局長 小田 広美】

「一同起立・一同礼」・・・おはようございます・・・お座りください。

【議長 那須 富重】

改めまして、おはようございます。

宮崎県も県内で患者がいつ発生してもおかしくないという状況でありましたけれども、昨夜、ついに宮崎市で新型コロナウイルスの感染者の第 1 号が発生しました。

感染のおそれがあると見られる各種イベントが中止に追い込まれておりまして、春の高校野球も無観客試合での開催が報告されております。ことし開催予定の二度目の東京オリンピックにも影響が出るのではないかとの心配も出てきておりまして、経済活動にも大変、大きなしわ寄せが出てきておる状況であります。

こういった感染のリスクが高まる状況により、県内の教育機関では休校の措置がとられている中、現在、県内高校の入学試験が実施されておりますが、受験生にはしっかりと実力を発揮していただきたいものです。

問題解決の糸口が見えない状況で、本町でも庁舎内での感染予防対策が図られておりますが、まず、町内での感染予防対策には一人一人が自覚をして感染予防に努めていただき、一日も早い問題の終息を待ちたいと思います。

今定例会は、新年度の予算審議という大きい案件があります。令和 2 年度の主な美郷町当初予算としましては、交通弱者支援事業、ケーブルテレビ設備改修による生活環境の充実、農業生産組織担い手の強化、新規就農者確保育成支援事業補助、6 次産業化の推進支援補助、林業大学校受講宿舎新築工事、道路の新設改良、一般住宅支援補助事業など、積極的な施策が上げられております。

先月、会計のほうから報告がありました美郷町の今後の見通しによりますと、希望的観測によっても普通交付税が完全一本算定となる令和 3 年度には経常収支比率が 1 0 0 % を超える見通しであり、今後の対策として真に必要なものを残していき、その年度の重点事業に予算配分し、ほかを抑制するなどメリ張りのある予算編成にすることが適当であるとの報告がありました。

議員各位におかれましては、こういった問題を考慮の上、長丁場とはなりますが、十分な体調管理をして活発な議論を期待したいと思います。

よろしく願いをいたしまして、挨拶を終わります。

【議長 那須 富重】

それでは、ただいまの出席議員は 1 1 名であります。

【議長 那須 富重】

ただいまから、令和 2 年第 1 回美郷町議会定例会を開会します。

なお、金丸吉昌地域包括医療局総院長から公務出張のため欠席の申し出がありましたので、これを受理いたしました。

また、瓶田 哲朗税務課長から、病院受診のため欠席の申し出がありましたので、

これを受理しました。

【議長 那須 富重】

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

なお、本日の会議には報道機関が取材のため、傍聴しますので、あらかじめお知らせします。

また、カメラの持ち込み、写真撮影も許可しましたので申し添えます。

【議長 那須 富重】

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番 山本 文男議員、2番 中嶋 奈良雄議員を指名いたします。

【議長 那須 富重】

日程第2 会期の決定を議題とします。

この件につきましては、議会運営委員会において検討がなされておりますので、委員長より報告をお願いします。

【議会運営副委員長 森田 久寛】

議長。

【議長 那須 富重】

議会運営副委員長 森田 久寛議員。

【議長 那須 富重】

暫時休憩します。

(休憩：午前10時04分)

(再開：午前10時06分)

【議長 那須 富重】

それでは、休憩前に引き、会議を開きます。

【議会運営副委員長 森田 久寛】

議長。

【議長 那須 富重】

議会運営副委員長 森田 久寛議員。

【議会運営副委員長 森田 久寛】

それでは、報告いたします。

議会運営委員長の報告。

令和2年第1回美郷町議会定例会について、議長より諮問を受けました会期及び

日程につきまして、議会運営委員会は以下のように議長に答申いたしましたので報告いたします。

会期につきましては、本日から3月18日までの14日間とし、会期日程はお手元に配付してありますとおりとしたところです。

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

【議長 那須 富重】

委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

本定例会の会期は、委員長の報告のとおり、本日から3月18日までの14日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 那須 富重】

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月18日までの14日間に決定いたしました。なお、3月18日の会議につきましては、午前10時より開くことにいたします。会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議の予定表のとおりであります。

【議長 那須 富重】

日程第3 諸般の報告を行います。

本日まで受理いたしました請願・陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表に記載のとおり報告いたします。請願については、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

地方自治法第235条の2、第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書がお手元に配付したとおりに提出されております。

朗読は省略します。

議長報告は、お手元に配付の諸般の報告をもって報告とします。

【議長 那須 富重】

次に、所管事務調査の結果等について、総務厚生常任委員長、入郷地区衛生組合議会議員、日向・東臼杵広域連合議会議員から、それぞれ報告の申し出があります。

まず、総務厚生常任委員会の報告をお願いします。

総務厚生常任委員長。

【総務厚生常任委員長 黒田 仁志】

議長。

【議長 那須 富重】

総務厚生常任委員長 黒田 仁志議員。

【総務厚生常任委員長 黒田 仁志】

令和2年1月24日、本委員会において調査を実施したので、会議規則第77条

の規定により報告いたします。

1. 調査の日時 令和2年1月24日
2. 調査の場所 熊本県大和町包括医療支援センターそよう病院
3. 調査の目的 地域医療の現状の視察
4. 調査者 総務厚生常任委員に加えまして、他の議員も参加していただき、全議員で視察を行っております。議会事務局長及び書記も同行していただいております。
そよう病院の水本誠一院長、事務長、担当者にご対応いただきました。

5. 調査の概要（意見）

熊本県大和町そよう病院においては、合併後、平成24年に移転、新築し、大和町包括医療センターそよう病院となり、最新の設備を備えた町立病院で、一般病床57、診療科14、医師は定着医2名、自治医大卒業県派遣医師が2名、歯科医1名の計5名で診療を行っています。土日年末年始の医師については、熊本大学病院から派遣をいただいているそうです。

当病院は、3出張診療所も管轄し、週1回、午後に派遣診療を行っているそうです。西郷病院と同じく僻地医療拠点病院として、熊本県より指定を受け、24時間救急受け入れ、人口透析11床、養老施設への診察等、一次、二次の医療の病院として専門的な医療を提供しているそうです。

診療については、現在、患者を町内外から広く受け入れ、そよう病院患者総数のうち県境から30%受け入れており、五ヶ瀬町、椎葉村の一部の患者も担っているとのことでした。

電子カルテについては、平成25年から随時、導入し、令和元年度から本格稼働とのことであります。

また、職員の資質向上のため、院内学会も取り入れているそうです。

包括支援については、そよう病院内に訪問看護ステーションを置き、看護師等のほか医療を加え、総合的、一般的に提供する地域包括医療ケアシステムの拠点となっており、地域連携として町内の医療機関や保健福祉関連の担当と切れ目ない連携を図っているそうです。

考 察

規模的にはそよう病院のほうが大きいわけですが、僻地医療拠点病院の核として出張診療、派遣診療を行うなど美郷町と同じような医療体系でありました。

南郷診療所の来年の継続を予定している社会医療法人と連携した非常医師の派遣、大学病院と県医師会が連携した地域医療ネットワークによる非常勤医師の派遣などがそういう同じような医療体系というところがございます。

熊本県は大学病院を核として、今年度より地域医療拠点病院に非常勤医師の派遣を行うということでありました。

また、医師の働き方改革への取り組み、信頼と安心の医療提供はもとより在宅医療（看取りの部分）なども取り組んでいるということですが、このあたりもまだ課題も多いということでありました。院長も当直に当たられているということで、非常に感銘を受けて帰ってきたことでもあります。

以上、報告といたします。

【議長 那須 富重】

次に、入郷地区衛生組合議会の報告を川村 嘉彦議員より報告をお願いします。

【総務厚生常任副委員長 川村 嘉彦】

議長。

【議長 那須 富重】

総務厚生常任副委員長。

【総務厚生常任副委員長 川村 嘉彦】

入郷地区衛生組合議会定例会の報告を行います。

1. 会 期 令和2年2月28日 一日間
2. 場 所 入郷地区衛生組合
3. 出席者 川村 嘉彦議員、黒田 仁志議員（欠席）
4. 議案審議
議案第1号 令和元年度入郷地区衛生組合一般会計補正予算（第2号）
予算の組み替え等
職員の手当て、不足額の構成、共済費、不用額の更正です。
原案どおり可決されました。
議案第2号 令和2年度入郷地区衛生組合一般会計予算
歳入予算額 1億188万8,000円
歳出額 1億188万円
原案どおり可決されました。
資料と予算の主なものについては、別紙のとおりであります。
以上です。

【議長 那須 富重】

次に、日向東臼杵広域連合議会の報告を黒田 仁志議員よりお願いいたします。

【総務厚生常任委員長 黒田 仁志】

議長。

【議長 那須 富重】

総務厚生常任委員長 黒田 仁志議員。

【総務厚生常任委員長 黒田 仁志】

日向東臼杵広域連合議会が開催されましたので、報告をいたします。

1. 会 期 令和2年2月28日（一日間）
2. 場 所 日向市議会議事堂
3. 出席者 那須 富重議長、黒田 仁志議員（欠席）
4. 議案審議
議案第1号 監査委員の選任について
美郷町那須議長を原案同意いただいております。
原案可決
議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行

に伴う関係条例の整理に関する条例

- 原案可決
議案第3号 令和元年度日向東臼杵広域連合補正予算（第1号）
概要といたしまして、職員人件費が不足することに伴う組み替え補正であります。原案可決しております。
- 議案第4号 令和2年度日向東臼杵広域連合予算
歳入予算額 6億900万円
歳出予算額 6億900万円
原案可決しております。

なお、令和2年度の広域連合予算概要、また、構成市町村分担金の内訳については添付してございますので、御参照ください。

以上で、報告を終わります。

【議長 那須 富重】

以上で、諸般の報告を終わります。

【議長 那須 富重】

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

【議長 那須 富重】

町長より、提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

皆さん、おはようございます。

本日から18日まで14日間ということで、第1回の定例議会ということになります。長丁場になりますが、皆様方の熱心な討議をいただいて、全てを通していただければなあという思いであります。

先ほど、森田議員におかれましては、在職12年という長きにわって宮崎県町村議会議長会の表彰を受けられました。本当に簡単に12年といいますけど、その間に町民の福祉に伝えるべく活動をしてまいったことだと思っております。今後も、お体に御自愛をいただきまして、なお一層の御活躍をいただければなあというふうに思うところでございます。

きょうが二十四節気という啓蟄の日だそうであります。冬眠していた虫たちが出てくるという日ではありますが、その虫たちは出てきてもいいんですが、今、非常に問題になっているのはこのコロナウイルスであります。これが3日に大分市で、昨日が宮崎市でということで、本当に危機管理を持って対処していかなければならないと思っておりますので、きょうも朝方7時半から全員を集めまして、課長等、対策本部を開いたところであります。町民に対して情報をしっかり提供して、やってまいりたいというふうに思っております。

もう一つ、全員協議会の中で言いましたけど、美郷町産米が日本穀物検定協会の特Aを受けたということで、本当にこのことは美郷町産米が今後、それを利用してアピールして、どんどん所得向上につながっていくような方策を構築したいなあというふうに思っております。

これは本当に農家さんにとって非常にうれしいことだと思っておるところであります。

それでは、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

御承知のとおり、人権擁護委員は、国民の基本的な人権が侵害されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置をとるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもって、その使命とすることとされております。

現在本町では、4名が人権擁護委員として法務大臣より委嘱されておりますが、このうち1名が令和2年6月末をもちまして任期満了となります。

今回、現委員の北郷在住 藤本政嗣氏の6月末の退任に伴い、その後任として西郷在住 黒木良昭氏を推薦したく提案するものであります。

黒木氏は、昭和58年4月から宮崎県教職員として勤務されて以来、県内の中学校において教職者として公正忠実に職務を遂行され、本年3月に教職員を定年退職されます。

黒木氏は、人格識見高く強い責任感をお持ちであり、最適任者として考えますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

以上で説明を終わります。

【議長 那須 富重】

提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

【議長 那須 富重】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 那須 富重】

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

【議長 那須 富重】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 那須 富重】

この件については、議員全員協議会にて確認をしております。

【議長 那須 富重】

お諮りします。

諮問第1号については、お手元に配付した御意見のとおり答申したいと思えます。
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 那須 富重】

異議なしと認めます。

したがいまして、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてはお手元に配付した意見のとおり答申することに決定しました。

【議長 那須 富重】

日程第5 議案第3号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。
本件について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第3号 公の施設の指定管理者の指定についての提出理由を申し上げます。

平成29年度より、おせりの滝とその周辺の自然環境、滝にまつわる民話を資源として、地域の産業経済活動と連携しながら継承することを目的とし、おせりの滝の周辺施設について指定管理者による管理運営を行っております。

その指定管理期間が、本年3月31日に満了を迎えることから、美郷町西郷森林総合利用施設並びにおせりの滝民話伝承館の管理及び運営について、引き続き、地元坂本区の住民を中心に組織する「おせりの滝と民話の森づくり運営協議会」を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3カ年間です。

以上で説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第14日目の3月18日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 那須 富重】

日程第6 議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

についてを議題とします。

本件について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

続きまして、議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本条例第3条第3項において、職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合いに基づき、職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる標準的な職務の内容は、別表第4で定められています。

この標準的な職務の内容について、現行条例においては行政職のみが定められており、医師及び獣医師については明記がなされておりました。今回、医師及び獣医師についても、級別標準職務表を定める必要が生じたことから改正を行うものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第14日目の3月18日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 那須 富重】

日程第7 議案第5号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第5号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

まず別表第1についてですが、令和2年度より町内全保育所で完全給食提供が始まることに伴い「神門へき地保育所」を「みかど保育所」へ変更することで、名称の統一を行うものです。

次に別表第3についてです。

石峠宿泊滞在施設は、現在、1部屋当たりの収容人数が4名となっておりますが、部屋の広さから判断すると10名まで利用可能です。

そこで、最大収容人数を10名までに拡大し、団体でも利用しやすい施設とすることにより、利用促進に努めます。

利用料金については、移住体験や職業体験のときの1室・1泊1,000円は変更しませんが、観光など移住体験や職業体験以外での利用について、10名で利用した場合を考慮した見直しを行いたいと考えております。

以上で説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第14日目の3月18日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 那須 富重】

日程第8 議案第6号 美郷町監査の執行に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第6号 美郷町監査の執行に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により、条例第5条の地方自治法より引用している条にずれが生じたため、改正するものです。

また、第9条「監査または検査の結果」についてですが、報告及び公表の規定を「速やかに」報告・公表する旨の改正となっております。それぞれの監査につきましては、監査委員に報告書の作成などを担っていただいておりますが、証拠書類の確認をもとに監査意見を考察する期間を十分に確保するための改正です。

施行日は令和2年4月1日となります。

以上で説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第5日目の3月9日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 那須 富重】

日程第9 議案第7号 美郷町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

続きまして、議案第7号 美郷町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

国において成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）及び成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）に基づく「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和元年6月7日に成立、同月14日に公布されました。

これに伴い、成年被後見人等を一律に排除する欠格条項を設けていた本条例において、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、必要な能力の有無を判断する等の適正化を図るための改正を行うものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第5日目の3月9日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 那須 富重】

日程第10 議案第8号 美郷町入湯税管理基金条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第8号 美郷町入湯税管理基金条例についての提案理由を申し上げます。

地方税法及び美郷町税条例により、鉱泉浴場の入湯客から徴収することとされています入湯税につきましては、地方税法第701条に「鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興、観光施設の整備に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする」とされています。

今回、本条例を制定し鉱泉浴場をはじめとする本町内の観光施設の整備、改修に必要な経費の財源に充てるため、基金を設置し入湯税の有効な活用を図るものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第14日目の3月18日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 那須 富重】

日程第11 議案第9号 美郷町立保育所設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第9号 美郷町立保育所設置条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し述べます。

令和2年度より町内全保育所で完全給食提供が始まることに伴い「神門へき地保育所」を「みかど保育所」へ変更することで、名称の統一を行うものであります。

以上であります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第14日目の3月18日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 那須 富重】

日程第12 議案第10号 美郷町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

続きまして、議案第10号 美郷町介護保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

御承知のとおり、平成30年度から令和2年度までの3年間で1期とした第7期介護保険事業計画に基づき、介護保険料の段階区分を設定しているところですが、昨年10月の消費税率引き上げによる、低所得者層の負担軽減を目的とした軽減措置を、昨年に引き続き行うため、介護保険法施行令第38条第10項の規定に基づき、本条例の改正を行うものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第5日目の3月9日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 那須 富重】

日程第13 議案第11号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

続きまして、議案第11号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

まずは黒木宿泊滞在施設についてですが、本年度、23組（32名）の方が利用し、平均宿泊日数は5.4日という状況であります。

本施設が利用できるのは、本町で移住体験や職業体験を行う場合のみに限られていることから、夏休みシーズンや町内イベントが開催されるときなど、町内の宿泊施設が全て予約されている場合でも利用できない状況にあります。

そこで、移住や職業体験以外でも利用することができるようにすることにより、本町の魅力を発信し、交流人口の拡大を図りたいと考えております。

利用料金については、移住体験や職業体験に4名以上で来町された方がいない実績を踏まえ、1室・1泊1,000円とし、移住や体験以外での利用については、施設の維持管理に係る経費を踏まえ、1人1泊3,000円にしたいと考えております。

次に作業路整備用重機使用料についてです。

作業路については、現在、受益者等の申請により、町及び受託先所有の重機を使用して作業路の維持管理を行っております。

近年の作業路整備申請については、木材需要の増加等に合わせて増加傾向にあり、これに比例して重機使用に対する重機管理費が増加しております。

このため、1日当たりの維持管理費を計算しますと概算で約3万5,000円程度かかることから、この1割である3,500円を充てることを目的に申請者から使用料を徴収することとした美郷町使用料徴収条例の一部改正を提案したところであります。

以上で説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第14日目の3月18日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 那須 富重】

それから、訂正をいたします。

先ほどの日程第12 議案第10号 美郷町介護保険条例の一部を改正する条例でございますが、この件につきましては、「第14日目の3月18日に質疑・討論・採決を行います」と訂正をいたします。

【議長 那須 富重】

日程第14 議案第12号 美郷町営住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第12号 美郷町営住宅条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

平成29年 民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）により、保証人への極度額（債務の負担の限度額）の設定が義務化され、令和2年4月1日から施行されます。この規定は、町営住宅の入居の際に必要なとされる連帯保証人にも適用されることから、今回、美郷町営住宅条例第11条第5項を新たに追加し、連帯保証人の債務の限度額12カ月分を規定いたしました。

また、同民法改正により、「賃貸人は敷金を未履行の債務の弁済に充てることができる」とする規定が新設されたことから、敷金に関して第19条第3項を新たに追加いたしました。

この規定は入居中でも家賃が滞った場合、町長は敷金をその滞った家賃に充てることができるとしたもので、一方、入居者側からは敷金を滞った家賃に充ててることを請求することはできないと規定しております。

また、同条4項につきましては、同条第3項を追加したことによる文言の修正であります。

次に、別表第1の改正内容ですが、昭和50年に建設されました南郷地区の米上A団地1棟3戸を老朽化により取り壊したため、条例より削除するものです。取り壊し後は、住宅用地として売却を考えております。

以上で説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第14日目の3月18日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 那須 富重】

日程第15 議案第13号 美郷町ふるさと応援基金条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第13号 美郷町ふるさと応援基金条例についての提案理由を申し上げます。
ふるさと納税制度につきましては、御承知のとおりふるさとや地方団体のさまざまな取り組みについて、応援する気持ちを形にする仕組みとして、平成20年度税制改正によって創設されました。

その後、各地方団体が行っている返礼品の送付について、競争が過熱しているほか、一部の地方団体において制度の趣旨に反するような返礼品が送付されているなどの指摘がなされました。

このことから、本制度を健全に発展させていくため、寄附金の使途について、あらかじめ十分な周知を行って募集するとともに、寄附金を充当する事業の成果等について公表を行うなど、寄附者にふるさと納税の目的等が明確に伝わるように求められております。

本町では、寄附金の使途について6つの事業から寄附者に指定していただいておりますが、美郷町ふるさと応援基金を設置することにより、寄附金の使途が明確になり、これまで以上に寄附金を適正に管理・運用できるものと考えております。

以上であります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第14日目の3月18日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 那須 富重】

日程第16 議案第14号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

続きまして、議案第14号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の改正は、4月からの町の医療提供体制の構築に伴い、地域包括医療局総院長を非常勤特別職として雇用し、地域包括医療局総院長という立場で、今後とも医師確保と町の医療提供体制の充実、診療についても継続して、御支援いただくこととしております。

総院長においては、この3月31日をもって、定年退職となります。4月からは、町の医療が、安定した体制で継続的に提供できるよう、引き続き総院長として、お願いするものです。週に一、二回の出勤を想定しております。
以上であります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。
この件については、第14日目の3月18日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 那須 富重】

日程第17 議案第15号 美郷町国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例を議題とします。
本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

続きまして、議案第15号 美郷町国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。
今回の改正は、4月からの町の医療提供体制の構築に伴い、南郷診療所の病床の変更を行うものです。
南郷診療所については、4月1日以降、入院は無床化として、外来診療のみに変更いたします。これに伴って、条例の病床の数をかえる必要があります。
しかしながら、一方で美郷町全体で、今の病床数で本当に足りるのかというものもあります。
今回の改正では、南郷診療所の病床数19床のうち半分の10床を返還して9床とします。この9床については、休み扱い、休床扱いとして、美郷町の入院ベッドの数が西郷病院の29床のままで足りるのか、もし、足りないのであれば、西郷病院へ増床ということになる場合もあると考えます。その判断については、一定期間様子を見た上で、最終的な結論を出したいと思っております。
したがって、今回は条例での病床数19床を9床とする変更であります。
以上であります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。
この件については、第14日目の3月18日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 那須 富重】

ここで、10分間の休憩とします。
再開を11時とします。

(休憩：午前10時48分)

(再開：午前11時00分)

【議長 那須 富重】

それでは、休憩前に引き、会議を開きます。

【議長 那須 富重】

日程第18 議案第17号 平成31年度美郷町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第17号 平成31年度美郷町一般会計補正予算（第7号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億1,659万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ80億円5,819万1,000円とするものです。

主な補正の内容につきまして、歳入から説明いたします。

町税に6,619万1,000円の追加。町民税の個人分776万8,000円の増額、固定資産税5,927万6,000円の増額が主な理由です。

地方譲与税に613万4,000円の追加。内容は、森林環境譲与税の増額です。

地方消費税交付金に600万円の追加。自動車取得税交付金に660万円の追加。

自動車税環境性能割交付金は1,052万円の減額。

国庫支出金に1,679万3,000円の追加。災害復旧費国庫負担金に1,316万2,000円、民生費国庫補助金に432万8,000円をそれぞれ増額したことが主な理由です。

県支出金は213万4,000円の減額。災害復旧費県補助金428万2,000円などの増額もありましたが、後期高齢者医療保険基盤安定負担金など、民生費県負担金の149万2,000円の減額をはじめ、総務費県補助金の宮崎ひなた暮らしUIJターン支援事業補助金225万円の減額、重度心身障がい者医療費助成事業補助金、乳幼児医療費助成事業補助金などの民生費県補助金159万8,000円の減額などにより、全体として213万4,000円の減額となりました。

繰入金は1億3,860万円の減額。歳出全般の減額に伴う財政調整基金繰入金の減額が主な理由です。

町債は、6,990万円の減額。西郷小中一貫校整備事業及びCATV施設整備事業に係る合併特例事業債7,090万円の減額が主なものです。

続いて、歳出につきましては、全体的に人件費をはじめとする経常的経費と各事

業における事業費の見込み額確定による不用額の減額が主であります。

それでは、款ごとに主な増減理由について説明いたします。

議会費は202万8,000円の減額。議員費用弁償の減額が主なものです。

総務費は7,487万5,000円の減額。主なものは、一般管理費の一般・特別職員人件費540万円の減額、財産管理費の公共施設維持管理作業班賃金260万円の減額、企画費は地域おこし協力隊報酬から401万8,000円、宮崎ひなた暮らしUIJターン支援事業補助金から300万円をそれぞれ減額、CATVセンター運営費は北郷F T T H化整備工事請負費4,510万円の減額などです。

民生費は1,407万7,000円の減額。主なものは、社会福祉総務費の一般職員人件費710万円の減額、老人福祉費の介護予防・生活支援事業委託料459万2,000円の減額、障害福祉費は負担金確定に伴う国・県への過年度分返還金の追加など、障害福祉費全体で388万6,000円の追加、児童福祉総務費の児童生徒医療費助成411万5,000円の減額などです。

衛生費は1,795万4,000円の減額、主なものは、保健衛生総務費の一般職員人件費980万円の減額、環境衛生費の浄化槽設置整備事業補助金195万8,000円の減額などです。

農林水産業費は1,624万9,000円の減額。主なものは、農業振興費の燃油価格高騰緊急対策事業補助金136万3,000円の減額、農地費の県単土地改良事業測量設計委託料101万6,000円の減額、林業振興費の特用林産物振興対策事業補助金のうち椎茸原木供給事業分から130万円、森林路網ストック活用緊急整備事業工事請負費から223万6,000円をそれぞれ減額、水産業振興費の内水面漁業組合支援事業から繁殖保護費補助金128万6,000円の減額などです。

商工費は483万8,000円の減額。主なものは、商工振興費の商工業振興サポート補助金300万円の減額、鉱害処理費の廃水処理業務委託料195万円の減額などです。

土木費は839万円の減額。主なものは、道路維持費の橋梁調査委託料265万7,000円の減額、道路新設改良費の町道用地登記業務委託料166万2,000円の減額、公営住宅建設費の社会資本整備総合交付金事業工事請負費100万円の減額、一般住宅対策費の木造住宅耐震化支援事業補助金100万円の減額などです。

消防費は169万1,000円の減額。主なものは、防災無線施設費の防災無線再免許申請手数料94万円の減額などです。

教育費は2,986万1,000円の減額。主なものは、小中一貫教育推進事業費の西郷小中一貫校整備工事監理委託料から543万7,000円、同じく工事請負費から1,600万円をそれぞれ減額、幼稚園費の幼稚園臨時教員人件費250万円の減額、社会教育総務費の放課後子ども教室推進事業賃金145万円の減額などです。

災害復旧費は901万5,000円の減額、主なものは、農地・農業用施設災害復旧費の農地・農業施設災害復旧測量設計委託料から210万1,000円、同じく工事費から100万円をそれぞれ減額、林業施設災害復旧費の測量・設計委託料300万円の追加、道路橋梁災害復旧費の災害査定測量設計委託料305万3,000円の減額などです。

公債費は元金、利子合わせて2,800万円の減額。

諸支出金は9,038万8,000円の追加。国民健康保険診療所事業特別会計、

国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計及び簡易水道事業特別会計への繰出金合わせて1,574万6,000円の減額。基金積立金に1億613万4,000円の追加、内容は、森林環境譲与税基金積立金に613万4,000円、ふるさと応援基金積立金に1億円をそれぞれ追加しました。

また、繰越明許費は第2表、地方債の補正については第3表のとおりです。

これにより、平成31年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ80億5,819万1,000円となりました。

以上で説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第5日目の3月9日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 那須 富重】

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第19 | 議案第18号 | 平成31年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第20 | 議案第19号 | 平成31年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第21 | 議案第20号 | 平成31年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第22 | 議案第21号 | 平成31年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第23 | 議案第22号 | 平成31年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第24 | 議案第23号 | 平成31年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第25 | 議案第24号 | 平成31年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号) |

【議長 那須 富重】

お諮りします。

関連がございますので、議案第18号から議案第24号までの7件を一括議題にしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 那須 富重】

異議なしと認めます。

したがって、7件を一括議題とすることに決定しました。

7件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第18号 平成31年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ858万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億930万4,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国民健康保険税滞納繰越分としまして、一般被保険者分、退職被保険者分合計で705万円の増額、県支出金として特別調整交付金直営診療施設分として958万6,000円の減額、繰入金としまして基盤安定負担金交付額確定による一般会計繰入金を214万5,000円の増額、基金からの繰入金を915万2,000円の減額を計上しております。

歳出予算につきましては、療養諸費としまして一般被保険者療養費を50万円の増額、諸支出金としまして国民健康保険税過誤納還付金を50万円の増額、繰出金としまして特別調整交付金直営診療施設繰出金として958万6,000円の減額をいたしております。

以上で説明を終わります。

議案第19号 平成31年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ942万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,807万7,000円とするものです。

今回の補正の主な理由は、平成31年度における各サービスの支出状況を踏まえて年度末までの歳入歳出見込みにより過不足を調整するものです。

補正の主な内容は、歳出につきましては、保険給付費及び地域支援事業費として年度末までの各サービス費の過不足を調整した結果、当初のサービス見込み量より大幅に減少したため、総額で942万6,000円減額いたしました。

歳入につきましては、平成31年度調定見込みにより介護保険料42万6,000円の減額をしたほか、財政安定化基金貸付金について、年度末までの歳入歳出見込みを踏まえ、予備費等の調整により財政安定化基金からの貸し付けを受けないことから900万円を減額しました。

以上の結果、不足する財源は、予備費を充当いたしました。

以上であります。

続きまして、議案第20号 平成31年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出の総額から、歳入歳出それぞれ432万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,345万8,000円とするものです。

補正の主な理由は、年度末を迎えて宮崎県後期高齢者医療広域連合への各種負担金が決定したため、歳出において広域連合納付金を361万1,000円減額するほか、厚労省との協議による低栄養重症化予防委託事業の内容変更及び健康診査委託業務実績に伴う委託料等の不用分として71万6,000円減額するものです。

歳入におきましては、後期高齢者医療保険料を131万3,000円増額するほか、歳出と同様の理由により一般会計繰入金を524万4,000円、受託事業収入を39万6,000円それぞれ減額をいたしました。

以上であります。

続きまして、議案第21号 平成31年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算総額から、歳入歳出それぞれ1,429万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,906万3,000円とするものであります。

歳出の主なものとしましては、水道水質検査料から399万円、簡易水道施設整備工事費252万1,000円、水道施設台帳整備業務委託料451万円を減額しております。

歳入につきましては、現年度水道使用料から560万円、一般会計繰入金919万7,000円を減額し、滞納繰越分使用料を50万円追加しております。

以上であります。

続きまして、議案第22号 平成31年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出の総額から、歳入歳出それぞれ345万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億393万3,000円とするものであります。

歳出の主なものとしましては、農業集落排水施設維持管理委託料から24万円、農業集落排水施設最適整備構想策定業務委託料から57万円、予備費から256万3,000円を減額しております。

歳入につきましては、現年度使用料から368万円を減額し、滞納繰越分使用料に23万円を追加いたしました。

以上であります。

続きまして、議案第23号 平成31年度国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第4号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ806万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,195万1,000円とするものであります。

歳出補正の主なものは、本年度の実績見込みに伴う、人件費（給料・職員手当等、共済費）345万円の減額及び予備費461万3,000円の減額を行うものです。

歳入予算の主なものは、平成31年1月から令和元年12月までの診療実績に伴う、国保特別調整交付金事業繰入金462万9,000円の減額、地域医療技術向上推進事業交付金1万6,000円の増額、一般会計繰入金345万円の減額等であります。

以上です。

最後になりますが、議案第24号 平成31年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、資本的収入につきまして429万3,000円の減額補正でございます。

内容につきましては、臨床検査システムの導入に係る国保特別調整交付金の減額が主なものです。

資本的収支の不足する差額につきましては、損益勘定留保資金で補填いたします。

以上で説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第5日目の3月9日に質疑・討論・採決を行います

【議長 那須 富重】

ここで、予定では休憩ですが、継続してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 那須 富重】

日程第26	議案第25号	令和2年度美郷町一般会計予算
日程第27	議案第26号	令和2年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算
日程第28	議案第27号	令和2年度美郷町介護保険事業特別会計予算
日程第29	議案第28号	令和2年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第30	議案第29号	令和2年度美郷町簡易水道事業特別会計予算
日程第31	議案第30号	令和2年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算
日程第32	議案第31号	令和2年度美郷町国民健康保険診療所事業 特別会計予算
日程第33	議案第32号	令和2年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算

【議長 那須 富重】

お諮りします。

議案第25号から議案第32号までの8件を一括議題にしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 那須 富重】

異議なしと認めます。

したがって、8件を一括議題とすることに決定しました。

8件につきまして、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、少々長くなりますが、御了承をお願いいたします。

令和2年度美郷町施政方針。

本日、令和2年第1回美郷町議会定例会の開会に当たり、町政運営に臨む私の所信と主要施策の概要を申し上げ、町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

元号が令和に変わり、新しい時代がスタートしました。「令和」は万葉集からの引用で、「人々が美しい心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つ」という意味が込められ

ているとあります。その新しい時代において、私が町民の負託を受け、町長に就任してから3年目を迎え、新たな決意のもとに、本格的な人口減少と高齢化時代に直面する本町の将来を見据え、2年間の実績と反省を踏まえて真価を問われる意義深い年であるものと考えております。

私の政治信条であります「町民とつくる対話と協働の町政」「信義誠実で透明性のある町政」「スピード感のある町政」を基本理念に、①町民目線のまちづくり②持続可能なものづくり③思いやりのあるまちづくり④人材づくり⑤住みたいまちづくりの5点を目指す政策として、私に託された役割と責任をしっかりと果たしていく所存でございます。

令和元年12月5日に閣議決定された令和2年度予算編成の基本方針では、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）に基づき、潜在成長率の引き上げによる成長力の強化を目指し「Society 5.0（ソサエティ5.0）時代」に向けた人材・技術などへの投資や、生産性の飛躍的向上に取り組むこととしています。

また、希望出生率1.8、介護離職ゼロ、人づくり革命及び働き方改革のための対策を推進しつつ、就職氷河期世代の人々の社会への参画機会を拡大し、全世代型社会保障の構築に向け、社会保障全般にわたる持続可能な改革を進めることとしています。

令和2年度予算編成に向けては、財政健全化への着実な取り組みを進める一方、賃上げの流れと消費拡大の好循環、外需の取り込み、設備投資の拡大を含めた需要拡大に向けた取り組みなど、重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講ずることとし、構造改革はもとより、金融政策に成長志向の財政政策をうまく組み合わせ、財政健全化への確実な取り組みを進める一方、幼児教育の無償化をはじめとする人づくり革命の推進や第4次産業革命等を通じた生産性革命の実現に向けての重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講ずるなど、メリ張りの利いた予算編成としています。

その中で、国の令和2年度一般会計総額は、高齢化社会による医療費の増や消費税引き上げに伴う景気対策など社会保障費の増加等により、前年度比1.2%増の102兆6,580億円と8年連続で過去最高を更新し、2年連続で100兆円の大台を突破しました。

歳入では、税収が消費税増税による増収分を反映し、1.6%増の63兆5,130億円を見込み過去最高の水準となっており、新規国債の発行額も昨年度同様30兆円台に抑え10年連続して減額しています。

歳出では、社会保障費が5.1%増の35兆8,608億円と過去最大となり、歳出の34.9%を占めています。

地方財政対策においては、地方が人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策等に取り組むつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方税、地方交付税等の一般財源総額は1.2%増の63兆4,318億円を確保し過去最大となっています。

その中で、まち・ひと・しごと創生事業費（地方創生関連予算）については、引き続き1兆円が確保されています。また、一方で地方交付税については、2.5%増の16兆5,882億円となりました。

本町におきましても、第2期総合戦略の策定に当たっては、第1期（平成27～31年度）の検証等をまえ、優先順位も見きわめながら、「継続は力なり」という姿勢を基本に、地方創生の目指すべき将来や、2020年度を初年度とする今後5カ

年の目標や施策の方向性を策定するとともに、関係機関との連携をより一層強化し、地方創生の動きをさらに加速させていきます。

その推進のためには、家族と暮らし続けたいまちづくり、地域みんなで支えるまちづくり、「会える」がたくさんのまちづくりの3つの基本目標をもとに、子育て支援をさらに充実させる施策を強化し、人口減少対策に取り組んでまいります。

本町の令和2年度予算の編成に当たっては、このような国の地方財政対策の状況を的確に捉え、令和2年度の普通交付税の合併算定替え終了を見据えた上で、予算の選択と集中を行い、効果的かつ効率的に諸施策を推進すべく予算編成を行いました。

依然として国及び地方を取り巻く課題は山積していますが、積み残した課題を一つ一つ丁寧に取り組み解決を図ることが大事であります。町の発展のため、本気で町民が一丸となって取り組む必要があります。政策展開に停滞は許されません。そうすることが、本町の将来にとりましても、次の時代を担う若者にとりましても最善であると考えます。

これからは「やれることをやる」のではなく「やるべきことをやる」時期であります。「対話と協働」を基本姿勢とし、町と議会と町民が心のきずなをしっかりと結び、田舎の原風景を守りながら、お互いが支え合う地域づくりを目指していく所存であります。

私たちの町は、この地域が持つ人材や伝統文化などの地域資源や産業を結集し、美しい自然に恵まれた人情味あふれる町「美郷町」として町制施行し15年目を迎えています。少子高齢化、人口減少、産業の担い手・後継者不足などの山積する課題に町民の皆様とともに話し合い「元気で活力ある町」を醸成するため、これまでの美郷町の礎を築いてこられた先輩方、現在第一線で活躍している方、そして、未来を担う子供たちがそれぞれの力を合わせることで美郷町はきっとよくなると確信しています。

以下、主な施策につきまして、その概要を御説明申し上げます。

1. 農林業の振興

本町の基幹産業である農林業の振興は最重要課題であり、重点的に取り組んでまいります。特に地方創生の柱でもある農林業の担い手の確保と育成対策の充実を図り、農林業の振興と地域活性化を推進します。

また、農林業生産組織・基盤の強化・育成、「美郷町地域ぐるみで取り組む6次産業化基本構想」を推進するとともに、森林環境譲与税を最大限に活用した森林整備、林業従事者の確保等への支援を図り、以下の対策にも積極的に取り組んでまいります。

①日本型直接支払制度、農業人材力強化総合支援事業等、国、県の農業政策を有効活用し、農家の経営安定や農地集積を図るとともに、受託組織の強化育成、法人化への誘導を推進します。また、農業生産法人の設立につきましては、遊休農地の活用や高齢者や規模拡大農家等の農作業支援を目的に、既に地域に存在する農業生産法人との事業連携の協議を進めており、耕作放棄地の拡大防止を図り、農地を維持し環境保全に努めます。

②美郷町総合計画に定めた作物を中心とした生産目標達成に向け、生産組織等の強化育成を支援し、栽培面積の拡大・栽培技術の向上を図ります。

③耕畜連携を推進するとともに、畜産農家や関係機関と連携を図り、増頭対策並びに防疫対策を推進します。また、飼料用米等の推進により遊休農地化を抑制します。

④森林経営計画に基づき、森林整備や素材生産の振興を図ります。また、当該計画を実行するために素材生産事業者の強化、施業従事者となる後継者・担い手の確保、人材育成推進のため、宮崎県林業技術センター等関係機関と連携を密にし、今後もみやざき林業大学校を支援していきます。

⑤森林の多面的機能の発揮に配慮しつつ、標準伐期による施業を基本に、集約化による除間伐や長伐期施業等により、資源循環利用を促進する適切な森林整備を推進します。また、植栽未済地の発生を抑制するため、再造林の推進を強化していきます。さらに、県内でも発生している誤伐・盗伐に関しまして、県、警察、森林組合、関係機関と連携し、耳川流域からの発生を防止します。

⑥椎茸、木炭等の特用林産物の品質とブランド力の向上による価値の向上安定を図るとともに安定経営のため、原木供給体制の強化等、各種事業を支援します。さらに、新たな販路拡大により安定した収入確保と生産量の拡大に努めます。

⑦鳥獣被害対策につきましては、関係機関や団体と連携して捕獲による個体数削減や防護施設の設置等による対策を強化し、被害軽減を図ります。また、捕獲した鳥獣につきましては、ジビエ解体施設の稼働充実を推進し、ジビエ肉等として新たな地域資源となるよう有効活用を図ります。

⑧6次産業化は、昨年度作成した「美郷町地域ぐるみで取り組む6次産業化基本構想」の基本方針である、「飲食・観光に付随する物販等で外貨獲得を目指し、外貨獲得に必要な産業は可能な限り本町で賄う」ことを確実に推進するため、人材の育成や試験的な取り組みを行って実効性を高めてまいります。

2. 商工業、観光の振興

商工業の振興につきましては、商工業活性化の中心的な役割や地域コミュニティ機能を担う商工会への支援をはじめ、中小企業育成、意欲ある法人・個人等が行う新規起業や経営拡大などの各種支援制度を継続的に支援します。今後も商工業の維持活性化のため商工会との連携を密にしながら、地域の特徴を踏まえ各種事業を展開してまいります。

観光振興につきましては、設立された一般社団法人美郷町観光協会に、民間であることの特性を生かした活動を担わせ、民間ならではの発想やフットワークで「稼ぐ観光」「経済の循環」の実現を目指してまいります。

また、一般社団法人美郷町観光協会と連携して、旅行業を活用したツアーの開発や地域固有の資源を活用した体験型、交流型の要素を取り入れたツーリズムの商品化を目指すとともに、スポーツ系や文化系の合宿を誘致し交流人口・関係人口の拡大に取り組んでまいります。

その他、町内には多くの景勝地、重要文化財など歴史的な文化財や豊かな自然が残されていることから、今後もこれらの適正な保全に努める一方、唯一無二の観光資源として広く活用してまいります。

さらに、ホームページやSNSなど、多様な媒体を活用した情報発信に努め、観光の振興につなげてまいります。

3. 道路環境・交通体系の整備

地域の基礎的な社会資本である道路整備につきましては、適正な維持管理を行うことにより道路施設の長寿命化に努めます。また、生活の利便性向上や交通の安全性を確保するために、国、県の補助事業及び過疎対策事業などを活用して再整備に努めてまいります。

国道につきましては、国道388号日平バイパスが全線開通したことは町全体の一体感、連帯感の醸成に拍車をかけるものであり、本路線に位置する市町村の経済、

産業、文化、観光などの振興発展に寄与するものと期待しております。

また、国道446号の代替路も担うことになり、道路整備の立ちおこなっている本町において道路ネットワークの重要性を再認識したところでもあります。今後は、北郷舟方工区の早期完了と南郷鬼神野新屋敷から椎葉村大河内中山に至る未改良区間の新規事業化に向けて、また、松瀬工区的美郷町側への早期事業着手に向けて、これまで同様、関係機関と連携しながら要望活動を行ってまいります。

県道につきましては、西都・南郷線、宇納間・日之影線、東郷・西都線など計画的な整備が進められていますが、今後も継続して要望活動を行ってまいります。

また、地域公共交通対策につきましては、住民の通院などの移動手段を確保する必要不可欠な施策の一つです。

そのような中、国道388号日平バイパスの全線開通、町内医療体制の変革、地域間交通網の格差等を背景として、町内コミュニティバスの再編を行います。

今後も、運行実績や住民の意向などを十分検討しながら、美郷町地域公共交通計画及び日向・東臼杵地域公共交通再編実施計画に基づき、町内の他の交通網なども含めた利便性の高い持続可能な総合交通システムになるよう関係自治体や交通事業者、宮崎県と連携しながら取り組んでまいります。

さらに、再編やダイヤ改正に当たっては、深刻化している買い物弱者の対策及び高齢者の外出機会の創出という視点を持って取り組んでまいります。

4. 水道施設・生活排水処理施設の整備

町の管理する簡易水道施設は、日々の生活に欠くことのできない基盤であり、安全な飲料水を安定して供給するため、適切な施設の改修更新と維持管理に努めます。

また、地域管理や個人管理の給水施設につきましては、全ての地域で安全安心な水の供給ができるように技術的助言や施設整備及び維持管理の費用負担軽減等の支援に努めてまいります。

5. 環境衛生の充実

今日の環境問題は、消費生活の多様化により全国的にごみの排出量が増加しており、深刻な問題であります。本町を含む5市町村で構成する日向東臼杵広域連合と連携して、圏域での統一した環境行政に取り組むとともに、資源循環型社会に対応した取り組みとして、分別収集の啓発を重点的に行い、ごみ減量化・資源化に積極的に取り組みます。加えまして、不法投棄防止パトロール等の監視や、高齢者世帯等のごみ出し支援に継続して取り組みます。

生活排水処理につきましては、快適な生活環境づくりや自然環境の保護のため、町内6カ所の農業集落排水処理施設は美郷町農業集落排水施設最適整備構想に基づき、適切な改修及び維持管理を行うとともに、合併処理浄化槽の設置や維持管理につきましても、引き続き支援してまいります。

6. 環境保全の推進

本町は、緑豊かな山林や、小丸川・耳川及び五十鈴川の三本の美しい河川が流れる、自然資源に恵まれた地域であります。この豊かな緑や清流を保護するため、各水系汚濁防止協議会と連携した啓発活動を行います。

また、「節電・省エネの推進」「脱温暖化行動の推進」を実現するため、美郷町地球温暖化対策推進協議会と連携を図り、町民・事業者・行政のそれぞれの立場からお互いが協働して地球温暖化防止に向けた実践活動を積極的に推進してまいります。

7. 住宅環境の整備

町営住宅につきましては、公営住宅等ストック総合改善事業などによる改修・改善工事を計画的に進めるとともに適切な維持補修に努め、住宅の長寿命化と住居環

境の向上を図ります。

また、政策空き家や耐用年数の経過した町単独住宅につきましても、取り壊しや売却などを行い維持管理費の削減に努めてまいります。

一般住宅につきましても、町民の生活環境の向上、定住促進、経済活性化、木材振興などを目的に、町産材または流域材を活用することを条件として、新築・増改築を行う町民を支援してまいります。

8. 移住・定住の推進

移住・定住につきましても、お試し滞在宿泊施設を活用した就業体験や田舎暮らし体験の事業を実施するなどの移住者への支援に努め移住促進を図ります。

住まいにつきましても、空き家の利活用のため空き家等情報バンク登録への推進に向け官民一体となった取り組みを行います。

また、雇用に関しては無料職業紹介所の内容の充実を図り、町民が利用しやすい情報提供に努めてまいります。

9. 情報通信基盤の整備

地域情報化対策につきましても、ケーブルテレビの整備も町内全域にわたりネットワークが構築されています。自主放送の充実を含め、その安定運営と維持管理に取り組むこととします。

また、北郷地区におけるネットワーク光化事業も第2期工事の実施により、町内全域で4K放送及び高速通信に対応できる環境が整備されることとなり、町内の放送・通信環境格差是正が図られ、基盤強化がなされます。全ての町民が情報通信技術（ICT）の恩恵を享受できるよう、今後も地域情報化の推進に取り組んでまいります。

また、庁内情報化対策につきましても、住民情報や税情報等の自治体クラウドシステムを利用していますので、住民サービスのための事務の効率化・迅速化と安定運用に努めます。

さらに、マイナンバーを利用して国や地方公共団体との情報連携が可能となり、公的サービスがよりスムーズになりました。

しかし、国や地方自治体が管理している個人情報が多く共有されることから、さらにセキュリティ対策を強化してまいります。

10. 保健・福祉の充実

①保険及び保健事業の充実

健康づくりは住民生活に直結する重要な課題であるだけでなく、地域活性化の要でもあります。そのため従来まで特定健診を始めとする各種健診の受診率を高めることに努めてきました。本町の国民健康保険事業における一般医療費につきましても、一人当たり医療費が県内でも高額になっており、生活習慣病の占める割合が年々増加傾向にあることが憂慮されますことから、特定健診の事後フォローとしての個別指導を徹底して継続的に取り組み、医療費の高い疾患のリスクが高い方を中心に栄養士・保健師により戸別訪問による重症化させない指導助言に組み込み、被保険者の皆様の理解とご協力を得ながら、医療費の適正化と健全な財政運営に努めてまいります。

また、妊産婦健診や乳幼児健診等の充実により、母子の健やかな成長を支援するとともに、不妊に悩む方に対する助成制度を継続するなど母子保健対策の充実を図ってまいります。

②社会福祉の充実

少子高齢化・超高齢化が進む中、誰もが住みなれた地域で安心して生活できるこ

とが求められています。そのためには行政による福祉施策の充実はもとより、町社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会並びに民間福祉団体等と協働・連携しながら福祉の町としての環境づくりをさらに進めてまいります。

③児童福祉の充実

町民が安心して子供を産み育てる環境整備のため、本町の施策として実施しています出産奨励祝い金の支給、子ども医療費の助成、保育料の減免などの美郷町の子育て支援を継続して推進してまいります。

また、DVや児童虐待が大きな社会問題となっている現在、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関の連携強化と体制整備を積極的に確立し、虐待防止に努めます。

また、子育て世代包括支援センターの設置・運営により関係機関との連絡調整を強化し子育て支援を行う中で、虐待要因の早期発見と予防に努めることとしながら家庭相談(支援)を積極的に推進し、幼児・児童の権利擁護と育成環境の整備に努めてまいります。

④高齢者福祉の充実

令和元年12月1日現在での本町における65歳以上の高齢化率は50.0%であり、依然として県下トップの状況が続いています。高齢者が安心して地域で暮らせるためには、気軽に相談できる体制が必要です。そのため引き続き、独居高齢者等への戸別訪問事業を継続し、高齢者の困り事や福祉ニーズに速やかに対応します。

また、独居高齢者及び高齢者世帯の増加に伴い、食材の確保や調理が困難となる方がふえてきています。在宅高齢者の生活を支援する上で、配食サービスの充実が重要であると考えますので、需要に応じた供給体制の整備に努めます。

これまで「百歳でも元気に暮らせるまちづくり」を理念として、高齢者みずから健康寿命延伸に努め、生きがいを持って暮らせることを目指してきましたが、高齢者の自主的運動教室の取り組みを進めた結果、介護予防・医療費抑制それぞれの面において、徐々に効果があらわれてきていると考えるところです。

また、運動だけでなく高齢者の居場所づくりとしても非常に有効に機能すると期待しており、さらなる推進に努めます。

高齢者の多くは住みなれた自宅での生活を望んでおり、その高齢者が支援や介護が必要な状態になっても、可能な限り住みなれた地域で安心して生活を送ることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいのサービスを一体化して提供し、高齢者を地域全体で支えていくための地域包括ケアシステムの構築を目指し、地域の実情を踏まえた介護サービス基盤の整備・充実を推進します。

この地域包括ケアシステムを実現させるための重要な一手法としての地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に推進するものであり、会議の定期開催と充実を図るとともに、介護保険事業特別会計の適正な運営を図ります。

さらに、今年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向け、保健師等の医療専門職の役割や通いの場における具体的な取り組みを進めます。

後期高齢医療事業特別会計につきましては、健全な運営に努め、高齢者が安心して医療が受けられる体制を堅持してまいります。国において保険料の軽減特例廃止の経過措置が講じられていくことから、対象となる高齢者への周知に万全を期してまいります。

⑤障がい者福祉の充実

障がい者の日常生活や社会生活を支援するため、引き続き自立支援給付や地域生

活支援事業を適切に実施するほか、関係機関や当事者団体等との連携を図りながら、障がい者が住みなれた地域で社会と共生できるよう努めます。

また、昨年度から、さまざまな地域課題の解決に向けて、障がい児・障がい者支援事業所「そくだんサポートセンターみさと」が開設されたことにより、手厚い個別支援や支援体制づくりの強化に努めており、さらに、今年度は、地域全体で支援する協力体制づくりのために、地域生活支援拠点整備として「日向市・東臼杵郡基幹相談支援センター」の開設を進めてまいります。

⑥ひとり親家庭支援の充実

近年の母子・父子家庭等をめぐる情勢が変化する中で、ひとり親家庭等の自立促進と児童の健全な成長を確保することが重要な課題となっています。そのため、子供の養育や経済面・健康管理など多くの困難を抱えている世帯に対し、経済的に自立するための就業相談や医療費の助成などを実施してまいります。

⑦消費生活の安定と向上

訪問販売や通信販売等における消費者トラブルなど、若者から高齢者まで幅広い年齢層での消費生活トラブルが多発している中、地域や関係機関等との連携を深めながら悪質商法や詐欺を排除するとともに、相談窓口機能の強化や消費トラブルの未然防止に向けた消費者教育と啓発活動の推進等を通して、町民の消費生活の安定と向上を図ってまいります。

1 1. 医療の充実

国保病院及び診療所事業につきましては、地方公営企業法とそれに準じての独立採算を目指しながら、同時に地域住民の保健、医療、福祉を担うという政策医療機関の立場にもあります。今日まで一貫して、医療はもとより保健、福祉の面においても中核的な役割を担う施設として、地域包括ケア及び在宅医療の推進に努めてきたところです。

町の医療提供体制については、平成30年度に美郷町医療提供体制あり方検討委員会での検討を行い、令和元年度にその答申を受け、令和2年4月からのスタートに向けての体制整備に取り組んでおります。このことは、町として安定的に地域医療を提供できる体制を守る必要があったため、苦渋の決断をしました。医師不足・医師の偏在等の課題や働き方改革への対応、専門医制度や若手医師のキャリアアップ支援への対応、医療スタッフ確保等も含めたさまざまな課題を総括的に考えたときに、新しい体制づくりはやむを得ないものでした。

新年度においては、新たな町の医療提供体制を確かなものにするため、さらなる医師確保を進めるとともに、宮崎大学医学部との連携を密にし研修学生の受け入れ強化などに務めます。

また、町内の3つの医療施設を総括する地域包括医療局を軸として、福祉を含めた医療と介護の連携体制の強化を図りつつ、町として安定した継続できる医療提供体制の充実を進めてまいります。

1 2. 防災対策の充実

本町は、地理的・自然的条件により台風や梅雨時期等の集中豪雨などによる風水害や土砂災害が発生しやすい状況にあります。このことから美郷町地域防災計画をはじめとする本町が有するさまざまな分野の計画の指針となる美郷町国土強靱化地域計画を策定しております。

この計画は、本町の地勢・環境・規模等に即したものとし、災害から町民の命と財産を守り、迅速に復旧・復興が可能となるよう「強さ」と「しなやかさ」を持った美郷町を目指すものです。国、県、町、町民及び事業者が連携し、万全な防災体

制の確立を目指してまいります。

13. 消防・救急体制の充実

非常備消防自治体の本町では、消防団が唯一の消防機関であり、地域防災の要であります。町としましても、「地域密着性」「要員動員力」「即時対応力」の特性を生かしながら、消防施設の充実や団員の確保、活動環境の整備、あわせて自主防災組織の育成強化など、防災力の向上に取り組めます。

救急業務につきましては、搬送（運転手・補助者）に関する業務の一部を民間に委託することに加え、救急救命士を同乗させた救急搬送体制にしております。救急救命士に救急救命の専門業務が担保されたことにより、現場から病院へ搬送するまでに、傷病者の状態や状況を病院側への確に伝えることが可能となり、病院側も受け入れ態勢の充実が図られております。

本年度も引き続き、町内全域に救急救命士の手が届く体制を構築し、住民が安全で安心できるサービスの充実を図ります。また、3台配備している高規格救急車で広域的な救急救命業務を行いながら、施設の整備や従事者への教育・講習等を実施し業務の充実に努めてまいります。

14. 治山・砂防・河川対策の充実

治山・砂防対策につきましては、自然災害から町民の生命・財産を守るため、国、県の対策事業を積極的に導入し計画的な対策を講じてまいります。

河川対策につきましては、洪水災害の原因となる河川の堆積土砂の撤去について県へ要望を行うとともに、土砂処分場の確保に努めてまいります。

15. 防犯対策の充実

防犯対策につきましては、町民の防犯意識の高揚を図るとともに、防犯灯の整備のため、LED化の推進を図るなど犯罪の未然防止に努めてまいります。

16. 交通安全対策の充実

交通安全対策につきましては、警察や交通安全協会、交通指導員会等の関係機関団体と連携を図りながら、町民一人一人に交通安全思想の普及を図るとともに、特に、高齢者ドライバーの交通安全の意識向上と高齢者の交通事故防止を図るため「みさと安全運転」の推進、交通安全教育を実施します。また、交通安全施設や通学路の点検・改善も行ってまいります。

17. 教育の振興

本町の教育全般の振興を図るため、教育基本法の理念及び宮崎県教育基本方針を踏まえ、人間尊重の精神を基本とし、一人一人が豊かな人間性を培い、変動する社会に創意工夫と生きがいをもって対応できるよう、「たくましい体」「豊かな心」「すぐれた知性」を備え、郷土並びに国家の有為な形成者として、心身ともに調和のとれた人間形成を目指して、教育の振興を図ります。

生涯学習の推進につきましては、真に町民が期待する各種学級、講座、教室等の効果的な運営、図書館をはじめとする生涯学習施設の役割と利用の充実、スポーツ・レクリエーションを気軽に親しめる環境づくりに努めます。

学校教育の充実につきましては、本町の教育資源を生かし「ふるさとを愛する心と豊かな国際感覚を育み、確かな学力を身につけ、自分に自信と誇りが持てる、心豊かな人材を育成する」ことを目標とした美郷ならではの教育の推進を目指し、就学前教育の充実に努め、義務教育への指導の流れを一貫したものとし、小学校以降の生活や学習がスムーズになるよう努めます。

特に、小・中学校の教育につきましては、児童生徒一人一人の個性や能力を最大限に伸ばし、「知・徳・体」の調和のとれた健やかな児童生徒の育成を目指し、施設

一体型幼小中一貫教育のさらなる推進と教育用タブレットなどICT機器を段階的に充実させ、より一層の学力向上と授業改善及び各個人に応じた特別支援教育の推進、児童生徒一人一人を大切にする生徒指導の充実、町独自の研修会等による教職員の指導力・資質向上に努めてまいります。

社会教育の推進につきましては、町民が生きがいを持って過ごせる学習社会を構築し、青少年から高齢者まで一人一人が社会貢献できる教育の場を積極的に提供し社会教育の推進を図ります。

特に、青少年交流事業や子供の体験活動推進事業を継続的にまた積極的に推進するなど、健全な青少年教育をはじめとして成人や女性、高齢者教育の充実を図るとともに、各種ボランティア活動に取り組む意識の高揚や活動の促進に努めます。また、人権教育の充実や国際理解推進のための研修、情報教育の強化に努めます。

さらに、家庭教育の推進につきましては、「生きる力」「心の教育」の基礎を確立するため、全ての教育の出発点であるとの認識を深めるとともに、家庭が本来、果たすべき役割を見据え、家庭の教育力向上に努めてまいります。

18. 地域コミュニティ対策

地域住民の活動や交流の場となる施設の有効利用や整備充実を図ることで社会教育団体等が活発な活動を行うことができ、地域活力の促進につながります。地域コミュニティの活性化を図るため、その核となる自治公民館の活動に対する支援体制の強化と、さらに、学校を核とした地域づくりを目指し、地域人材の幅広い参画得て、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動を推進します

19. 伝統文化の継承と活用

美郷町の各地には古くから地域に根差した民俗文化があり、地域住民の手によって大切に伝承されています。これらの民俗文化は、地域文化の振興を図る上で貴重な資源でありますので、伝統芸能等の保存、継承を図るために後継者や指導者の養成を積極的に支援します。

また、伝統芸能等の発表の場としてのイベントを開催し、地域文化の発信と伝統文化に触れる機会を充実させることに努めてまいります。

20. 国内外交流の推進

沖縄県豊見城市と行っている姉妹都市交流は、子ども会育成会等を介しての人事交流と産業・経済・行政の多様な交流により友好のきずなは確実に、よりかたく結ばれております。今後は、行政間相互の人事交流を含め、あらゆる世代で積極的に交流を図ってまいります。

韓国扶餘邑との国際交流事業につきましては、交流を開始して30周年を迎えております。今後も姉妹都市交流事業や、韓国から招聘する国際交流員を活用したハングル講座や幼小中学生への国際理解教育、異文化紹介などの事業を継続していきます。

また、「百済王族にまつわる伝説等を生かした取り組みに関する協定」を関係市町と締結したことに鑑み、関係団体と連携し地域間交流を生かした地域活性化を図ります。

小中学校の交流事業では、姉妹校である韓国林川中学校への派遣事業をはじめ、国内外にある友好都市との親善交流を充実し、国際感覚を身につけた青少年の育成に努めてまいります。

21. 住民参加の促進

① 広報広聴の充実

地方分権が推進されている今日、地域の特性に応じた施策を実現する環境が整備されてきました。地域の特性を生かした住みよい地域社会の形成には、町民の声を施策に反映させることが重要です。私の公約でもある「町民とつくる対話と協働の町政」のもと、本年度も引き続き町政懇談会を開催し、町民の町政に対する意見や提案を広く収集するよう努めてまいります。

また、まちづくりに関心を持ってもらうため、町政に関する広報を充実させ、あらゆる媒体を活用し町民がさまざまな情報を得られるよう努めてまいります。

②町民との協働の推進

地方分権に基づく住みよい地域社会の形成には、町民と行政との良好なパートナーシップが必要です。

そこで、昨年度より実施しているまちづくり地域サポーター制度を継続することで、地域と行政が一体となって地域の課題に取り組む住民参画型の協働のまちづくりを推進してまいります。

さらに、地方創生への協働での取り組みとして、令和2年度から5カ年の計画期間がスタートする第2次美郷町総合戦略に着実に取り組むことで、「暮らしてみたい」「帰ってきたい」「暮らしてよかった」「暮らし続けたい」と思えるようなまちづくりを目指してまいります。

また、町民に当事者意識を持って町の取り組みに参画していただくため、各地域でのワークショップの開催を通して各地域ごとの課題を見出し、課題解決に向けた取り組みを推進してまいります。

③男女共同参画社会づくりの推進

あらゆる分野の計画の策定や事業の運営等まちづくりに積極的に町民の声を反映させるため、各種審議会、委員会、協議会などを活用しながら、町民の参加機会の拡大を図ります。各種委員の登用に当たっては、新たな人材の発掘と女性委員の登用に努め、積極的に男女共同参画社会の形成に取り組んでまいります。

22. 行政運営の充実・強化

①効率的な行政基盤の確立

本町では、町制施行後に美郷町行政改革大綱を策定し、限られた資源を有効に活用することで本町の基盤づくりに努めるとともに、厳しさを増す財政状況に対応してきました。

引き続き、早急に対応しなければならない山積する課題に対して、安定した行政運営ができる体制の確立を図るため、令和2年1月に策定した第5次美郷町行政改革大綱に基づき、住民と行政が一体となった行政改革に取り組みます。

中でも、育児・介護休暇の取得促進等、男女ともに職員が働きやすい職場環境の整備に努めるとともに、事務処理における無駄の削減、事務事業の見直し、職員数の適正管理による行政コストの縮減、将来の行政需要を精査し、資産の適正管理を図るなど、身の丈にあった行政運営に努めます。

また、昨年4月に行政組織の再編を行いました。再編後の体制についても、今後、検証を行いながら、引き続き簡素で効率的な組織運営により多様化する行政需要への迅速・適格な対応に努めてまいります。

②職員資質の向上

時代の変化を敏感に感じ、常に創意・工夫を持って組織の効率化と業務の品質向上を目指すとともに、町民の声に謙虚に耳を傾け、町民から協働のパートナーとして信頼を得られる職員の育成に努めます。

その一環として、昨年度、地域と行政が一体となって地域の課題に取り組む協働

のまちづくりを推進することを目的にまちづくり地域サポーター制度をスタートさせました。

まずは、職員が地域に出向き地域を知ること、地域と行政をつなぐパイプ役となることを目的としています。そして、人事管理や職場環境、組織育成、職員研修の一層の充実を図るための組織づくりを一体的に推進します。

また、本町に適した職員数で新たな行政課題や多様なニーズに的確に対応するため、各種研修を積極的に推進するとともに、県や民間企業への派遣研修を行い、さまざまなノウハウや人脈づくりを通じて、職員の資質向上を図ります。

さらに、利用者の立場に立った窓口手続の簡素・効率化や窓口サービスの充実に努めてまいります。

23. 財政運営の充実・強化、地籍調査事業

① 財政運営の充実・強化

健全な財政運営と財政基盤の強化につきましては、最大の課題と位置づけ、今まで以上に自主財源の確保と節減合理化を進めてまいります。

そのため、住民税や固定資産税をはじめとする町税の適正で公正な課税と徴収に努め、自主財源の確保を行い、地方交付税など国の動向に左右されるものは、その動きを常に注視し、適正に本町の財源へ反映できるよう努力してまいります。

② ふるさと応援寄附金

昨年度から美郷町のふるさと納税返礼品を充実させ、応援寄附金額も大幅な増額となりました。今後も、ふるさと納税返礼品を充実させるとともに、寄附者への感謝の気持ちを伝えるため、寄附金の使い道を公表し、貴重な自主財源確保に努めてまいります。また、ふるさと納税の事務を一部町外業者に委託していますが、その内製化の準備を進めてまいります。

③ 地籍調査事業

地籍調査事業につきましては、平成30年から31年度に一筆調査しました南郷の上渡川2区域・中渡川3区域14.72平方キロメートルの地積（面積）測定、認証請求業務を行うとともに、新たに中渡川2区域3.68平方キロメートルの一筆地調査と、同じく一筆地調査を完了した中渡川1区域1.37平方キロメートルを加えた5.05平方キロメートルの地籍測量業務を実施することとしています。

令和2年度末には、累積面積が163.41平方キロメートル、進捗率93.09%になる予定であり、今後とも早期完了を目指して計画的に事業を推進してまいります。西郷の登記未了地区6.45平方キロメートル2,087筆につきましては、令和元年度に地権者や相続人連絡先などの準備調査が終了しました。令和2年度は峰地区0.38平方キロメートルの一筆地調査業務を行うとともに、同地区と千本地区6.07平方キロメートルについての三角点測量業務を実施することとしています。

結びに、新年度の予算につきましては、普通交付税の算定の特例（いわゆる合併算定から一本算定）への移行期間に平成28年度から入って5年目となること、また、地方創生の総合戦略が第2期を迎えることなどを踏まえつつ、多様化する町民ニーズを的確に捉え、良質なまちづくりと地域経済の活性化につながる事業にも意を払い、限られた財源を効率的・効果的に配分するとともに、合理的かつ効果的な事務執行により歳出削減を行うなど、町の活性化と財政健全化の両立を念頭に予算編成を行いました。

結果、一般会計予算で総額が82億4,196万9,000円となり、平成31年度との比較では、8億596万3,000円、10.8%の増額となりました。

まず、歳出での主な計上額につきましては、総務費が12億6,605万1,000円、民生費が8億5,292万4,000円、農林水産業費が11億2,622万9,000円、土木費が7億2,163万4,000円、教育費が12億3,947万円、公債費が10億8,768万2,000円、諸支出金に9億336万8,000円を計上いたしました。

歳入では、地方交付税が34億8,376万5,000円で全体の42.3%、町税が6億8,731万5,000円、国県支出金が合わせて12億1,477万7,000円となり、基金繰入金としましては、5つの特定目的基金から6億7,422万円、財政調整基金から8億955万9,000円、合わせて14億8,377万9,000円の繰り入れとしました。

町債は、総額で7億1,890万円とし、主なものとしましては過疎対策事業債3億770万円、合併特例事業債1億9,290万円を計上いたしました。

次に、特別会計では、国民健康保険事業特別会計が10億3,561万3,000円、介護保険事業特別会計が10億5,516万1,000円、後期高齢者医療特別会計が2億3,017万8,000円、簡易水道事業特別会計が1億4,850万円、農業集落排水事業特別会計が9,961万3,000円、さらに国民健康保険診療所事業特別会計が2億181万円となりました。また、国民健康保険病院事業会計の収益的収支と資本的収支は、8億924万円を予定しており、医業収益は4億8,722万円を見込んでいます。

このことから、6つの特別会計の予算額が合わせて27億7,087万5,000円、病院事業会計の予算額が8億924万円となり、一般会計と合わせた令和2年度的美郷町予算総額は、118億2,208万4,000円となりました。

以上、令和2年度の施政方針と予算規模について述べましたが、「豊かで活力ある安全・安心な郷づくり」の実現を目指して、全力を尽くしてまいりたいと思います。

町民の皆様と議員各位のなお一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

以上であります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第5日目の3月9日に町長に対する総括質疑を行います。

【議長 那須 富重】

日程第34 発委第1号 議会委任による町の専決処分事項の指定についての一部改正についてを議題とします。

【議長 那須 富重】

本案について、議会運営委員会 黒田 仁志委員長より、説明を求めます。

【議会運営委員長 黒田 仁志】

議長。

【議長 那須 富重】

議会運営委員長 黒田 仁志議員。

【議会運営委員長 黒田 仁志】

それでは、発委第1号 美郷町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を行います。

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により、第4項の地方自治法により引用している条にずれが生じたため、改正するものであります。

施行日は令和2年4月1日となります。

以上の理由により、美郷町議会委員会条例の一部を改正する条例を会議規則第14条第3項の規定により、議会運営委員会が提案するものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

提案理由の説明が終わりました。

【議長 那須 富重】

これから、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ 「なし」との声あり ）

【議長 那須 富重】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ 「なし」との声あり ）

【議長 那須 富重】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 那須 富重】

これから、発委第1号 議会の委任による長の専決処分事項の指定についての一部改正についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 那須 富重】

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立全員 ）

【議長 那須 富重】

起立全員であります。

したがって、発委第1号 議会の委任による長の専決処分事項の指定についての一部改正については原案のとおり可決されました。

【議長 那須 富重】

以上で、本日の日程は全部、終了しました。

明日3月6日は定刻午前10時に本会議を開きます。時間をお間違えのないようお願いいたします。

本日は、これで散会します。

【事務局長 小田 広美】

「一同・起立・礼」・・・・お疲れさまでした・・・・。

(散会：午後 0時15分)